

共生社会づくりを目指すための条例の検討について

（社会的背景）

- 津久井やまゆり園の事件は、大きな衝撃と悲しみ、憤りをもたらすと同時に、今なお社会に障害のある人への根深い差別意識があることを明らかにした。
- 「滋賀の縁創造実践センター」などの実践を通じ、障害者と同様に人々の差別意識や無関心によって生み出された格差や社会的な障壁により「生きづらさ」を抱えて孤立している人の存在が顕在化した。
- 福祉サービスは充実してきたが、制度が縦割りで細分化され、ダブルケアなど複雑困難な福祉ニーズへの対応が難しく、人もサービスの担い手と受け手に分かれて、人と人とのつながりや、命のぬくもりを感じづらい状況がある。
- 人口減少社会を迎える中で、今後、行政や事業者等が既存のサービスを全て用意することは困難となっていくことも予想される。

（問題意識①～生きづらさ～）

- 従来からの「障害」の概念を捉え直し、障害者と同様に社会的障壁により様々な「生きづらさ」を抱える人を支援する制度の谷間の問題、社会参加や就労における課題に対して、行政、障害福祉関係機関・団体に加え、企業や県民全体で取り組むことが必要ではないか。
- 「滋賀の縁創造実践センター」による活動や「子ども食堂」の取組など、「生きづらさ」の解消に向けた様々な実践を深め、更に拡大していく必要があるのではないか。

（問題意識②～障害者差別解消法の実効性の補完～）

- 県内では、障害者差別解消法（以下「法」）制定前の平成 24 年度以来当事者等からの条例制定を望む声があり、全国 24 道府県ですでに制定されていることから、滋賀県においても条例の検討をはじめべきでないか。
- 平成 28 年 4 月の法施行後も差別事案に関する相談は多くはない。差別に気づかない状況や、あるいは差別があっても声を上げられなかったり、現状を受忍せざるを得ないような状況があるのではないか。法の趣旨がより一層県民に浸透するように取り組むべきではないか。
- 県民誰もが「差別はよくないことだ」という意識を自分ごととして持つことが大切な視点であり、対象者や義務付けに関する上乘せ・横だしすることや、実際に差別を受けた場合の解決の仕組みを整えることなどが必要ではないか。

(条例の必要性)

- 生きづらさを生み出す格差や障壁が依然として存在し、また、人口減少社会を見据えた新たな福祉モデルが求められる今だからこそ、分野や立場を超えた人のつながりと、その喜びを実感できる社会を目指す取組が必要である。
- 過去に滋賀県で起こった障害のある人に対する虐待や差別事案に学び、そうした事案を二度と起こさせないための実効性のある取組が求められている。
- 糸賀一雄氏らによる近江学園での実践以来滋賀の地で培われてきた、当事者の思いを受け止め共感し、制度を待たずに自ら実践するという福祉の思想を県民の財産として未来に伝えていく必要がある。
- こうした状況を踏まえ、障害のある人に対する差別がなく、多様な価値観を認め合い、相互に人格と個性を尊重しあう社会の大切さを改めて県民全体で共有するとともに、滋賀に根付く福祉の思想の流れを受け継ぎ、共感の輪を広げながら、県民が一体となって「一人の不幸も見逃さない」共生社会づくりを目指すことを決意し、その歩みを確かなものとするため条例を制定することが必要である。

(背景および経過)

○平成 24 年 9 月 糸賀生誕 100 年記念事業準備会からの意見

- ・「事業を一過性の行事で終わらせてはいけない」
 - ・「糸賀氏の実践と理念を未来につなげる必要がある」
- ⇒上記意見を受け、滋賀県障害者施策推進協議会に共生社会づくりについて研究する小委員会として「誰もが暮らしやすい福祉しがづくり懇話会」を設置

○平成 24 年 10 月 県身体障害者福祉協会・県手をつなぐ育成会・県精神障害者家族会連合会から知事あてに要望書の提出

- ・障害を理由とする差別を防止する方策として、障害を理由とする差別の禁止のための県条例を制定してほしい。
- ・条例づくりに当事者が参加し、意見を表明できる機会を設けてほしい。

※要望書の提出と併せて県議会全会派に要望

○平成 25 年 3 月 「誰もが暮らしやすい福祉しがづくり懇話会」からの提言

本県での今後の障害者施策の推進にあたり、

- ・「障害のある人もない人もお互いを理解するため、継続した県民間の意見交換の場の設置が必要であるのではないか」
- ・「市町では担うことが困難な専門的かつ広域的な取組みにおいて、県条例により法的な基盤を整えることが有効であると考えられる」
- ・「検討する条例の内容は、差別禁止に特化するものではなく、障害のある人の権利擁護の視点に立ち、あたりまえに暮らし、働くことができる地域づくりに必要な総合的なものとし、かつ地域における共生のために必要な相互理解のための支援や調整等を含めた具体的支援策も盛り込んだものにすることが求められる」

○平成 25 年 11 月・12 月 ワークショップにおける意見(障害者差別禁止条例の制定)

糸賀一雄生誕 100 年記念事業の「誰もが暮らしやすい福祉しがづくり」研究事業における、7福祉圏域で開催されたワークショップで、地域社会における障害の理解、障害のある人の就労、制度の谷間にいる障害についての課題を解決する方策として障害者差別禁止条例の制定を求める意見が出される。

○平成 27・28 年度 共生社会推進検討会議

- ・上乘せ、横出しのない条例では意味がない。
- ・条例で紛争解決の仕組みを設けるべき。
- ・条例の中で、差別の定義、合理的配慮の定義を明確にすべき。
- ・「生きづらさ」等まで範囲を広げると、障害者差別解消という本来の趣旨が曖昧になる。

- 生きづらさまでに範囲を拡げすぎると、逆に「障害者が得している」という誤解を与えかねない。また、実践的なことを想定すると、範囲を拡げないほうが県民に根付きやすい。
- スピード感が必要だが、滋賀らしさを出すことも重要。
- 難病患者も日々生きづらさを抱えている。従来の障害の中で対象とされてこなかった難病患者や様々な「生きづらさ」を抱える人を支援する制度の「谷間の問題」、社会参加や就労における課題に対し、県民全体で取組が必要との意見が出て、安心している。
- 差別の解消と手話が言語であることは別の問題であることから、差別解消に関する条例とは別に手話言語条例が必要。
- 当事者の声、意見を聞く場が必要。
- 事例を掘り起こす必要があるのではないか。

○平成 28 年 7 月・9 月 「“縁” 県民運動推進協議会設立準備会」のための勉強会

- 子どもや高齢者に対する差別解消法はない。障害のある人にやさしい社会がすべての人にやさしい社会につながる。
- 全ての人を網羅した考え方が大切。
- 従来からの障害の枠の中で深めるべき課題と、障害の枠を拡げて考えるべき課題の両方がある。

○当事者団体等によるシンポジウム等の開催

- 平成 28 年 7 月 31 日（日） 勤労者福祉会館「臨湖」
- 平成 28 年 10 月 1 日（土） 草津市立まちづくりセンター
- 平成 28 年 11 月 5 日（土） 滋賀県立長寿社会福祉センター
- 平成 28 年 12 月 4 日（日） 安曇川公民館

○平成 28 年度 滋賀県障害者施策推進協議会

- 生きづらさまで対象を広げるとわかりにくくなるので、障害者差別解消法を補完することに焦点を絞った方がよい。
- 生きづらさまで対象を拡大する場合には、対象者を整理する必要がある。
- 条例は作って終わりではなく、県民に理解してもらい、根付くところまで考える必要がある。障害者だけに対象を絞ると「障害者だけ得している」という逆差別の意識を県民に与えかねず、ひいては「障害者は別の存在だ」という意識を助長しかねないことから対象は障害だけに絞らない方がよい。